

第5節 野生動植物の保護と管理

1. 現況と課題

メダカやニホンアカガエル、エビネやキキョウなどは、かつては身近に見ることができましたが、いつの間にか多くの地域で姿を消しつつあります。

こうした野生動植物の実態を把握し、広くその保全を呼びかけるために、県では、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化し、千葉県*レッドデータブックとして公表しています。

また、その生息地を自然環境保全地域等に指定することなどにより保護に努めていますが、指定地域は限られており、このまま開発や市街化、*里山の荒廃等により自然環境の悪化が進むと、さらに絶滅種や絶滅が拡大することが懸念されます。

また、もともとその地域にいなかったのに、人間によって持ち込まれた生物種を「*外来種」と呼びますが、この外来種による在来種や*生態系への影響が次第に深刻化しています。

千葉県には多くの外来種が見られますが、外来種のうち在来種の生息を脅かすことが危惧されるなどの理由により、外来生物法で指定された*特定外来生物が、県内では28種確認されています。

このうち、アカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等については、生態系への影響等が懸念されることから、個別に防除実施計画を作成し、捕獲等対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。

さらに、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、これにより農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大するなど、地域社会に大きな影響を与えているとともに、自然環境の変化がさらに進むという状況も生じています。

このため、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、併せて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど、人と野生鳥獣と

の棲み分けを進めることが必要です。

(1) 野生生物の生息・生育状況

本県の野生生物相は、北方系要素と南方系要素が共存するため、多様性が高いとされています。

生物多様性の豊かさは、気候的要因とともに地史的要因も深く関係しています。

気候的には、房総半島沖で暖流の黒潮と寒流の親潮が交わり、陸域は暖温帯に位置しています。

本県は暖温帯性の常緑広葉樹林(照葉樹林)の北限域にあたり、南部の房総丘陵や海岸線は、温暖で無霜地帯もあります。スダジイやタブノキの林が発達し、南方系の動植物が多く生息・生育し、分布の北限となる種が多く見られます。植物ではハマユウやホルトノキ、動物ではシロヘリハンミョウやケシウミアメンボなどが知られています。

一方、北部の下総台地は、落葉広葉樹のコナラやイヌシデの林が発達し、北方系の動植物が多く生息・生育しています。

地史的には房総丘陵と下総台地とでは成立ちが異なります。

下総台地は、洪積台地と沖積低地からなり、太平洋や東京湾、江戸川、利根川に囲まれ、手賀沼と印旛沼の広大な内水面が作られ、さらに、谷津が樹枝状に入り組む独特な地形が形成されました。

かつての手賀沼と印旛沼は沈水植物の宝庫として知られ、全国的な希産種のガシャモクやササバモ、その交配種のインバモなどが繁茂していました。

房総丘陵は、海に沈まず島状に孤立した時期を経たことで、固有な動植物が生じました。植物ではアワチドリやヒガンマムシグサが千葉県固有亜種として知られ、動物では固有種としてカズサヒラタゴミムシ、ボウソウサワヒシバツタなどが、固有亜種としてキョスミビロードマイマイやボウソウヤマキマダラヒカゲ、アカオサムシ、アワカズサオサムシなどが知られています。

九十九里平野は下総台地と房総丘陵とは別に、約6千年前から浅瀬に砂が堆積し始め、砂堤と低地が交互に帯状に列をなす独特な地形として形成されました。昭和初期には、国内の低地としては、

最も生物多様性が高い地域の一つとして全国に知られていました。多くの食虫植物やラン科のトキソウ・サギソウ、カヤツリグサ科のクジュウクリテンツキ・イッスンテンツキなどの希少種が豊富に生育していました。

このように、地域による気候的、地史的な違いが本県の生物多様性を豊かにし、在来種としては、維管束植物1,998種、コケ植物401種、地衣類258種、大型菌類702種、哺乳類22種、鳥類約400種、両生・爬虫類26種、汽水・淡水産魚類74種、昆虫類約6,600種などが報告されています。

しかし、開発や工事等による生息・生育環境の悪化、分断、消滅を始め、乱獲、外来種との競合、気候温暖化などの影響により、野生生物の生息・生育が脅かされています。

これらの保護と地域の特徴を生かした生息・生育環境の保全が重要な課題になっています。

(2) 希少種の状況 (レッドデータブック)

千葉県の上重要な野生生物をまとめた「千葉県レッドデータブック植物・菌類編」(2009年改訂)には、消息不明・絶滅生物(X)が78種、野生絶滅(EW)が5種、最重要保護生物(A)と重要保護生物(B)が合わせて404種、要保護生物(C)が271種、一般保護生物(D)が206種、計964種が掲載されています。

また、レッドデータブック動物編(2011年改訂版)には、消息不明・絶滅生物(X)が78種、最重要保護生物(A)が248種、重要保護生物(B)・要保護生物(C)・一般保護生物(D)を合わせて576種、計902種(※情報不足1種含む)が掲載されています。植物・菌類と動物を併せるとその総数は1,866種となり、本県の在来種の約10%となります。

実際には、本県のレッドデータブックには扱われていない分類群もあり、維管束植物約30%、コケ植物約15%、淡水藻類約90%、地衣類約15%、大型菌類数%、哺乳類約80%、鳥類40%、爬虫類100%、両生類85%、汽水・淡水魚類約40%、昆虫類約10%が保護を要する野生生物とされています。

生息・生育を脅かしている主な要因は、1950年代以降における森林伐採や開発、工事に伴う環境の悪化と生息・生育地の分断・消失が最も大きいとされてきました。

しかし、近年は、ほかにも、自然に対する人間の働きかけが減ることによる植物群落の遷移進行や気候の温暖化、外来種の影響などが大きな要因になってきました。

人間の働きかけの低下では、水田の耕作放棄や森林の管理放棄などによる植生の遷移などによって自然環境が変化し、本県に特徴的な里山や草地、谷津に生息・生育する動植物の絶滅が危惧されています。

温暖化については、北方系要素の生物や海岸線に見られる生物などへの影響が懸念されています。

また、九十九里平野の湿地に分布しているサギソウやオオミズトンボなども個体数が激減し、絶滅寸前です。北総台地においても、カタクリやフクジュソウなどへの影響が懸念されています。

近年、外来種との競合や捕食、遺伝子汚染も懸念されています。特に、アライグマや外来のクワガタムシなどの昆虫類への対策が大きな課題です。

また、房総半島南部におけるニホンジカの生息密度の高い地域では、低木層の本数密度や種数が減少し、植生が貧乏化している状況にあり、後継樹であるシイ・カシ類の生育が阻害されているため、希少種への影響も懸念されています。

(3) 外来種の状況

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに住んでいた種(在来種)との競合やその捕食、在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への影響が問題となっています。

このため、生態系への影響や、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(略して「外来生物法」。法では外国から持ち込まれた種だけが対象。)が16年に制定され、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

「特定外来生物」は野外に放つことが禁止され、輸入、飼養、栽培、保管、運搬が原則禁止とされています。

「特定外来生物」には105種類(25年3月現在の生物が指定されており、そのうち千葉県で生息・生育が確認されている種は28種です。(図表2-5-1)

図表 2-5-1

千葉県で生息が確認されている「特定外来生物」(28種)	
(哺乳類)	アカゲザル、アライグマ、キョン、マスカラット
(鳥類)	ソウシチョウ、ガビチョウ、カオジログビチョウ
(爬虫類)	カミツキガメ
(両生類)	ウシガエル
(魚類)	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、ストライプトバス
(甲殻類)	ウチダザリガニ
(昆虫類)	セイヨウオオマルハナバチ
(軟体動物)	カワヒバリガイ
(植物)	ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、ナルトサワギク、アメリカオオアカウキクサ



アライグマ 北米原産で、ペットとして飼育されていたものが、逃走・遺棄により各地で野生化しています。千葉県では、1990年代に定着しました。生態系被害、農作物被害や住宅等の屋根裏に住みつくなどの生活被害が問題になっています。	キョン 中国南東部や台湾に自然分布する小型のシカの仲間です。1980年頃より房総半島において野生化した個体が確認されており、房総半島中南部に定着しています。在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあります。
--	---

(4) 鳥獣保護区等の指定状況

多様な鳥獣が生息する森林や集団で渡来する水鳥等の渡来地である湖沼など、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が必要な地域について、鳥獣保護区に指定するとともに、鳥獣の保護繁殖上、特に必要があると認められるときは、鳥獣保護

区内に特別保護地区を指定して、一定の行為の制限を行っています。(図表2-5-2)

なお、習志野市の国指定鳥獣保護区(谷津干潟)が、5年6月に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(*ラムサール条約)」の登録湿地として指定されました。

図表 2-5-2 鳥獣保護区等の指定状況(25年3月末現在)

区 分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	60	42,802.2
(特別保護地区)	(6)	(427)
特定猟具使用禁止区域(銃器)	226	190,805.7
特定猟具使用禁止区域(わな)	1	363
(参考) 国指定鳥獣保護区	1	41
指定猟法禁止区域(鉛散弾)	1	245

2 県の施策展開

(1) 希少な動植物の保護対策の推進

ア 希少な動植物の保全

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されているミヤコタナゴについて、安定した生息環境の確保を図るため、水路環境の整備、ミヤコタナゴの保護飼育及び人工繁殖、生息状況の定期的観察などの保護増殖事業を実施しています。

さらに、回復計画を策定して保護回復に取り組んでいるシャープゲンゴロウモドキは平成23年4月1日に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されました。

また、県内希少種であるヒメコマツについても回復計画を策定して、回復事業を進めています。

イ レッドデータブックの改訂

7年度から5か年計画で、県内に生息・生育する保護上重要な野生動植物の現状と保護の在

り方をまとめた「千葉県レッドデータブック」を刊行することとし、10年度に「植物編」を、11年度に「動物編」を初めてとりまとめました。

その後、野生動植物の生息・生育状況の変化を踏まえ、レッドリスト（レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の「植物編」を15年度に、「動物編」を17年度に改訂しました。

そして、「千葉県レッドデータブック」の「植物編」を20年度に改訂し、「動物編」を22年度に改訂しました。

これらは、環境アセスメントや希少な野生動植物の保護等に活用されています。

（２）外来種対策等の推進

県では、特定外来生物のうち、既に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等について、防除実施計画を策定し、防除を実施しています。

外来種全般の対策については、専門家からなる「千葉県希少生物及び外来生物に係るリスト作成委員会」において、現状の把握や対策の考え方等について検討を行い、リスト及び対策の基本的な考え方をとりまとめています。

（３）鳥獣の保護管理

ア 鳥獣保護事業計画の策定

本県の野生鳥獣については、都市化や工業化に伴う開発の進展による干潟の埋立てや森林の伐採などにより、生息環境が悪化して、生息数が減少しているものがある一方、生息数が増加して、生活環境や農林水産業等に大きな被害を及ぼしているものがあります。

鳥獣による被害を防止し、鳥獣の適正な保護繁殖を図るためには、長期にわたる計画的な鳥獣保護対策及び生息数の調整等鳥獣の適正な管理を行うことが必要です。

このため県では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づき「千葉県第11次鳥獣保護事業計画」（24年度～28年度）及び「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画」（ニ

ホンザル：24年度～28年度、ニホンジカ：24年度～28年度）により、農林水産業等と調整を図りながら、鳥獣の適正な保護管理対策を推進しています。また、鳥獣保護員を設置するなど、鳥獣保護事業の実施体制を整備しています。

イ 鳥獣の人工増殖及び放鳥

狩猟による影響を受けやすいウスアカヤマドリについては、生息数が減少傾向にあるため、人工増殖を行い鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域に放鳥して生息数の回復を図っています。

なお、24年度は150羽放鳥しました。

ウ 鳥獣の生息状況等の調査

鳥獣の適切な保護管理対策を実施するためには、鳥獣の生息状況を把握することが不可欠です。このため、特定鳥獣保護管理計画を策定しているニホンザル・ニホンジカについて生息状況等の調査を実施しています。

エ 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、県民の理解と協力が不可欠です。このため、*[愛鳥週間](#)（毎年5月10日～16日）行事（探鳥会、ポスターコンクール）などを通じて、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

また、獣医師による傷病鳥獣の治療や登録したボランティアによる野生復帰までの飼養を内容とした傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳野鳥観察舎に傷病鳥の収容・回復訓練施設を設置しています。

24年度は522件の傷病鳥獣の救護を行いました。

オ 有害鳥獣による被害対策

鳥獣による被害が生じている場合又はそのおそれがある場合において、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合には、市町村等の申請に基づき、有害鳥獣捕獲の許可を行い、被害防止を図っています。

特に、県中南部地域を中心にイノシシなどの鳥獣による農林業被害が深刻な状況にあることから、19年1月に「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、「防護」・「捕獲」・「資源活用」・「生息

環境整備」の4つのプロジェクトを総合的に推進しています。

平成25年1月には、増大するイノシシによる農林業被害の拡大防止及び軽減を図るため「千葉県野生鳥獣対策本部」において「千葉県イノシシ対策計画」を策定し、県・市町村・地域が一体となり、被害状況に応じた対策に早期に取り組むこととしたところです。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法20年2月施行）では、被害防止計画を作成した市町村は、主体的に被害防止対策を実施することができるとともに、国などから必要な財政上の支援を受けることができます。

なお、市町村被害防止計画は39市町村（25年3月末現在）で作成されています。

カ ニホンザル・ニホンジカに係る保護管理対策

本県のニホンザル及びニホンジカについては、房総丘陵を中心に生息する孤立した地域個体群で、一時期は生息数が著しく減少したことがあります。その後の保護対策や生息環境の変化などにより、生息数が増加するとともに生息域が拡大し、農林業等被害が発生しています。

このため、14年度にニホンザル、16年度にニホンジカについて、第1次特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに、24年度からは第3次計画に基づき、ニホンザル及びニホンジカの保護管理対策を実施しています。

ニホンザルについては、コアエリア（保全地域）を設定して、コアエリア内に生息するサルを保護するとともに、群単位で加害状況等を評価して、保護と管理を行う「群れによる管理」を目指しています。

また、ニホンザル生息域の広範囲でアカゲザルとの交雑個体が見つかっており、ニホンザルと交雑個体が混住している状態での交雑対策の可能性を検討していきます。

ニホンジカについては、生息区域を保全調整地域、農業優先地域、拡大防止地域にゾーニング区分を行い、区分ごとに目標密度を設定して

います。ニホンジカの個体数調整に当たっては、この密度から算出した頭数（1,000～1,500頭）を将来的に維持すべき目標頭数とし、個体数の調整を実施しており、19年度からは、鳥獣保護法に新しく規定された入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で銃猟を実施しています。

なお、ニホンザル・ニホンジカとも、科学的根拠に基づいた保護管理を行うため、生息状況等について、継続的な調査を実施しています。

キ 狩猟の適正化

鳥獣の捕獲等を行う場合には、原則として鳥獣保護法に基づく許可が必要になりますが、狩猟者登録をした者が狩猟期間内（本県では、11月15日から翌年2月15日まで）に狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、許可は不要となります。

ただし、ニホンジカの銃猟は、狩猟者登録のほか、知事の承認（入猟者承認制度）が必要です。

このため県では、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験の実施及び講習会の実施と併せた狩猟免許更新事務のほか、狩猟者登録などの事務を行っており、平成24年度は255人が狩猟免許を取得しています。

また、狩猟による事故の発生を防止するため、警察等と連携して安全対策会議を開催するとともに、銃器及びわなの使用による危険防止等のため特定猟具使用禁止区域を指定しています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
希少動植物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	ヒメコマツ、シャープ ゲンゴロウモドキ (24年度)	全市町村で作成 (30年度) ※1
特定外来生物の防除対策の実施 ※2	カミツキガメ 約1,000頭 (17年度)	—	県域から排除します (30年度)
	アカゲザル 約600頭 (19年度) ※3	約500～600頭 (24年度)	
	アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度)	約10,000頭 (23年度)	
	キョン 約1,400～5,400頭 (19年度)	約21,000頭 (24年度)	

※1 回復計画は、ヒメコマツは関係1市、シャープゲンゴロウモドキは関係3市町の協力を得て策定された。今後の計画策定については、『緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。』こととしている。

※2 基準年度及び現況の頭数は推定生息数。なお、キョンの生息数推定方法については、現在見直しを行っている。

※3 アカゲザルの24年度末の推定頭数は約500～600頭であり、増加率1.14（和歌山県のタイワンザルを準用）及び毎年の捕獲数から基準年度（19年度）の推定生息数を逆算すると、約1,100頭程度は生息していたものと思われる。

《評価》

希少動植物の保護回復計画に基づき、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復事業を行った。特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づきカミツキガメ、アカゲザル、アライグマ及びキョンの防除を実施した。今後の施策の推進により目標達成を目指す。

希少動植物の保護回復計画に基づき、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復事業を行いました。

特定外来生物の防除は、原則として国が行いますが、県や市町村等においても国の確認を受けて実施できるとされています。県では、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン等について防除実施計画を策定しています。24年度は防除実施計画に基づき、カミツキガメ389頭、アカゲザル367頭、アライグマ1,961頭、キョン1,533頭を捕獲しました。